

中央区公園の魅力向上に向けた官民連携方針

1. 目的

本方針は「都市公園法」（昭和 31 年法律第 79 号。以下「都市公園法」という。）（第 5 条の 2～第 5 条の 9）及び「中央区緑の基本計画」（平成 31 年 3 月）に基づき、公募設置管理制度（以下「Park-PFI」という。）の導入に向け、基本的考え方、導入条件、対象公園の選定、事業の進め方などを定め、公園の魅力向上と効率的な維持管理体制を構築することを目的とする。

2. Park-PFI 導入にあたっての基本的考え方

Park-PFI を導入することで、公園の魅力や質の向上、公園利用者の利便の向上、地域の活性化、財政負担の軽減などが期待できるが、一方で公園の特定の場所に民間事業者の収益施設を最大 20 年間設置することとなり、収益施設を利用しない人の公園利用は少なからず制限される。

以上のことから基本的な考え方として、限りある公園が有効活用され、魅力の向上が継続的であることに十分配慮しつつ、みどりの確保や地域コミュニティの向上、公園利用の多様化など、本区の公園に求められる機能への対応と官民連携による魅力的な公園づくりの両立を目指すものとする。

3. 導入条件

本区の公園において、Park-PFI を導入する場合は、安全性や利便性の向上及び維持管理費の低減が見込めるもので、かつ次に示す条件のいずれかを満たす公園施設を対象とする。

- ① 本区が有する課題への対応として期待できるもの
- ② 区民及び地域が求める新たな公園機能や機能の向上が期待できるもの
- ③ 収益施設以外の公園の魅力の向上が期待できるもの

4. 対象期間

本方針は、「中央区緑の基本計画」に合わせて取組み、都市公園法の改定等必要に応じて方針を見直すものとする。

5. 対象公園の選定

全区立公園を対象（今後整備予定の公園も含む）とし、公園面積、公園利用者の状況、周辺地域の特性、改修履歴、土地の所有状況などを総合的に判断して、優先的に推進する公園を選定する。

6. 事業の進め方

Park-PFI に基づく事業（原則、既設公園を想定）は、次に示すスケジュールで実施する。なお、対象公園が新設公園の場合は、別途整備スケジュールを想定する。

- | | |
|--------|---|
| 1 年目 | 制度・区方針の周知（PR）、民間事業者へのマーケットサウンディング、地元ヒアリング、対象公園の確定 |
| 2 年目以降 | 条例改正、公募設置等指針の策定・公示・受付、事業者の選定、事業開始 |

7. その他導入にあたっての留意事項

具体的な公募設置等指針の策定では、対象公園の特性や地域特性を勘案したうえで、次の事項をできる限り配慮するものとする。

- ① 「中央区グリーンインフラガイドライン」（令和4年3月）に基づき、グリーンインフラを導入すること。
- ② 地域の事業者なども参画できるよう、公募対象公園施設の構成施設の整備（ハード）やイベント等を含む公園の運営（ソフト）を検討すること。
- ③ 公園利用者や地域の関係者等と連携した公園の運営、維持管理、さらにまちの活力・賑わいの創出のため、公園や地域の状況に応じて、都市公園法（第17条の2）に基づく協議会の設立なども含めて柔軟に公園マネジメントに参画すること。